

廃棄物

行政の動き

平成 19 年度

廃棄物対策予算(案)の概要

平成 18 年 12 月

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

我が国において先進的な循環型社会の構築を一層進めるため、「循環型社会形成推進基本計画」を見直して新たな計画を策定するとともに、「環境型社会形成推進交付金」の活用などにより、廃棄物エネルギー利用やバイオマス利活用を進め、温暖化対策との相乗効果も図りつつ、循環型の地域づくりを加速する。

また、食品リサイクル法、家電リサイクル法の見直し等、充実・強化を図るとともに、容器包装リサイクル法の改正を受け、レジ袋の削減を始め、容器包装の 3R のさらなる推進を図る。

さらに国際的な 3R の推進を図るため、物質フロー・資源生産性の評価手法等国際整合化に向けた取組、G8 サミットの 2008 年日本開催に向けた 3R イニシアティブの行動計画案の作成、循環資源の適正な越境移動の確保のための事業、3R システム構築のための研究開発等を進める。

効率的な生活排水対策を推進するため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の一層の促進を含め、浄化槽の整備を進める。

加えて、喫緊の課題である不法投棄対策と適正処理の推進のため、産業廃棄物処理業者の優良化推進、電子マニフェストの普及促進、石綿廃棄物の無害化処理認定制度の円滑な施行、低濃度 PCB 汚染物の処理方法の確立等を進める。

その他、漂流・漂着ごみ問題について、大量に海岸に漂着したごみを処理する市町村を支援する。

【主な要求事項】

(単位 : 百万円)

1. 先進的な循環型社会の形成

おおむね 5 年ごとに見直しを行うこととされている循環型社会形成推進基本計画(平成 15 年 3 月閣議決定)を見直し、新たな計画を策定する。

(ア) 循環型の地域づくりの加速

- 新たな循環型社会形成推進基本計画の策定業務経費

0→11

○ 廃棄物処理施設整備費(循環型社会形成

推進交付金等)(公共)

92,051→84,261

廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、国と地方が協働し、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進する「循環型社会交付金制度」を、平成17年度に創設した。

平成19年度は、経済成長戦略大綱工程表において、ごみ発電と比肩する廃棄物処理システムとして確立・普及することとされたバイオガス化施設整備の推進等に力を入れ、制度の充実強化を図る。

(1) 高効率原燃料回収施設（バイオガス化施設）の推進

高効率にメタン回収を行うバイオガス化施設として、従来からの「メタン発酵+メタン発酵廃液処理等からなる湿式システム」に加え、「メタン発酵+メタン発酵残さ熱回収等からなる乾式システム」の整備を推進する。

(2) 地球温暖化対策のためのエネルギー回収能力の増強

京都議定書目標達成計画に位置づられた廃棄物発電・熱利用を着実に拡大するため、エネルギー回収能力を増強させるため増設を推進する。

○ 廃棄物処理施設における温暖化対策事業

（石油特会） 1,505→2,117

廃棄物分野における温暖化対策を推進するため、廃棄物処理業者等が行う高効率な廃棄物エネルギー利用施設及び高効率なバイオマス利用施設等の整備事業（新設、増設又は改造）について、これに伴う投資の増加費用に対して補助を行う。また、工場単位で行っているごみ発電を複数工場全体で統合管理し、ごみ発電量を最大化・最適化する「ごみ発電ネットワーク事業」と、廃棄物焼却施設から発生する中低温域の余熱を熱導管によらず車両で需要側の施設に輸送する「熱輸送シ

ステム事業」に対して、補助を行う。

○ 廃棄物処理等科学研究に対する補助

1,300→1,261

廃棄物の適正処理やリサイクル、循環型社会システムの構築等について、研究者、企業等が行う研究や技術開発を公募し、推進する。19年度は特に「3R推進に関する研究」「廃棄物系バイオマス利活用推進に関する研究・技術開発」「アスベスト問題解決に関する研究・技術開発」「循環型社会構築を目指した社会科学的研究」「漂着ごみ問題解決に関する研究・技術開発」「廃炉解体工事の低コスト化のための技術開発」を重点テーマに設定する。

○ バイオマス系廃棄物のリサイクル・エネルギー利用のためのデータベース化・モデルシステム化調査

0→10

生ごみ等のバイオマス系廃棄物のリサイクルとエネルギー利用を進めるため、都市部・農村漁村部等の地域特性を踏まえつつ、バイオマス系廃棄物の成分データや原単位をデータベース化し、安定・確実な循環利用を図ることが出来る需要と供給の組合せ例や循環ループのモデルシステムを設計する。

○ 市町村への廃棄物処理事業の3R化に

向けた改革調査費

0→15

市町村の廃棄物処理の3R化を図るため、平成18年度に作成する「廃棄物会計基準」「有料化ガイドライン」及び「処理システムガイドライン」を踏まえ、市町村の廃棄物処理事業を、効率性、3R効果、温暖化対策効果等の観点から数値化して評価する「3R化事業評価指標」を設定し、人口・産業等の地域特性が類似する市町村で比較評価できるようにする。また、市町村の一般廃棄物処理計画を3R化改革するための手段と取組方策等を示し、一般廃棄物処理計画策定指針を改訂する。

(イ) 食品・家電等個別リサイクル法の充実・強化

○ 食品リサイクル推進事業 0→19

食品リサイクル法の見直しを踏まえ、食品関連事業者や商店街等の優良な取組の表彰、発生抑制の重要性等に関する消費者等への普及・啓発等を進める。

○ 家電リサイクル推進事業費 0→43

家電リサイクル法に基づくリサイクルがなされていない廃家電の流通・処理の実態解明や、2011年地上波デジタル放送への完全移行に伴うテレビの廃棄状況等の家電リサイクル制度の見直しに係る実態調査等を行う。

○ 容器包装に係る3R推進事業費 53→52

容器包装リサイクル法の改正を受け、レジ袋削減、ふろしきやマイバックの普及展開をはじめ、3Rのさらなる推進を図るために、先進的な取組を行う事業者等の表彰、自主協定・自主的取組による容器包装廃棄物削減等のモデル事業を実施する。また、改正法に基づく「容器包装廃棄物排出抑制推進員」(3R推進マイスター)の活動の促進を図る。

2. 國際的な3Rの推進

○ 物質フロー会計に関するOECD

ワークショップの開催 0→20

物質フローや資源生産性に関するOECDの国際ガイドライン等の国際協同研究の成果を踏まえ、資源生産性等に関する指標や政策目標設定手法の国際整合化を目指し、OECDとともに我が国でワークショップを開催する。

○ 3Rイニシアティブ国際推進費 103→120

3Rをアジアで推進すべく、アジア各国との政策対話や3R推進計画の策定支援、国際機関と連携した情報拠点の構築を行う。また、

我が国がG8議長国となる平成20年(2008年)を目指して、3R行動計画案の策定や高級事務レベル会合の開催により、国際的なリーダーシップを發揮する。

○ アジアにおける資源循環の推進方策に関する戦略的検討 31→35

アジア資源循環の実態を把握し、適正な資源循環を確保するため、「アジア不法輸出入防止ネットワーク」のワークショップの開催等によりアジア各国との連携を強化するとともに、アジア地域における中古品の基準、循環資源の有価性に関する調査や、ITを用いた循環資源のトレーサビリティ向上に資する制度設計の検討を行う。

○ アジア太平洋地域における電気電子機器廃棄物適正管理事業 25→42

近年アジア太平洋地域において、廃家電をはじめとするe-waste(電気電子機器廃棄物)が急増し、環境及び健康に悪影響を及ぼすことが懸念されていることを踏まえ、国際機関であるバーゼル条約事務局と協力してこの問題に取り組むため、同条約事務局が実施するワークショップの開催やインベントリーの作成等、e-wasteを環境上適性に管理するための事業に対して、拠出を行う。

3. 凈化槽の普及促進

○ 循環型社会形成推進交付金(浄化槽分)

(公共) 13,679→13,296

河川や湖沼等の水質汚濁の大きな原因となっている生活排水への対策を推進し、良好な水環境と健全な水循環を確保するため、浄化槽整備に対する支援措置の一層の充実・強化を図る。

※ この他、内閣府に地域再生基盤強化交付金(汚水処理施設整備交付金)を計上

- (1) 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換における対象の拡大
 - ①有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律で指定する流域を追加
 - ②対象単独処理浄化槽を使用開始後20年以内のものに改める
- (2) 凈化槽設置整備事業（個人設置型）において計画策定調査費を創設
- (3) 凈化槽市町村設置整備事業（市町村設置型）について、複数戸ごとの浄化槽設置を助成対象化

○ 小規模事業への浄化槽技術的用調査（公共）

0→7

水槽汚濁防止法における排出基準が適用されない小規模事業場からの排出対策として、浄化槽により処理可能な小規模事業場の調査を行う。

4. 不法投棄対策と適正処理の推進

○ 産業廃棄物処理業優良化推進事業費

56→56

産業廃棄物処理業の優良化を推進するため、排出事業者及び処理業者に対し、処理業者の優良性を判断するため評価制度の普及・活用促進を図る。また、評価基準適合業者の情報を公開するネットワークシステムの構築、資源循環ビジネスの新しいビジネスモデルの提示など、産廃処理ビジネスの活性化のための調査・事業を実施する。

○ 電子マニフェスト普及促進事業費 98→90

「IT新改革戦略」（平成18年1月19日IT戦略本部）において「平成22年度までに、大規模排出事業者について交付されるマニフェスト（産業廃棄物管理票）の80%（排出事業者全体については50%）を電子化できるようにする」との目標が掲げられたことを踏ま

え、電子マニフェストシステムの普及拡大を図るため、地域プロツク別・業界別に説明会を開催するほか、電子行政報告システムの構築、民間の社内会計システムとの一体的使用の推進等、利用者のインセンティブ向上のための環境整備を進める。

○ 石綿含有廃棄物無害化処理技術認定事業費

0→10

廃棄物処理法の改正により創設された、高度な技術による石綿廃棄物の無害化処理の大臣認定制度の円滑な運用を図り、石綿廃棄物の迅速かつ安全な処理を促進するため、認定に際して意見を聴取する技術専門委員会（仮称）の設置、立入検査の実施を行う。

○ 低濃度PCB汚染物の適正処理実証調査事業

18→28

低濃度PCB汚染物について、既存の処理技術を活かして処理を進めるため、焼却処理の実証試験や、容器や部材の洗浄方法等の検討を行い、確実かつ効率的な処理方法の確立を図る。

5. その他

○ 災害廃棄物処理事業費補助金

（漂着ごみ処理事業分）

0→100

漂着ゴミの問題に対処するため、災害に起因しないが大量のごみの漂着等おびただしい量の漂着ごみの発生を廃棄物処理法第22条の「その他の事由」として、市町村が行う当該処理事業を補助対象とできるよう、制度の一部改正を図るもの。

※ この他、地球環境局において、発生源対策や効率的・効果的な処理・清掃方法を検討するためのモデル調査を実施。

【参考】

I 廃棄物・リサイクル対策関係予算

○公共事業

平成 18 年度当初予算額	92,320 百万円①
平成 19 年度内示額	84,527 百万円②
差引額△減額 (②-①)	△ 7,793 百万円 (91.6%)

○特別会計（石油及びエネルギー需要構造高度化対策特別会計）

平成 18 年度当初予算額	1,505 百万円①
平成 19 年度内示額	2,117 百万円②
差引額△減額 (②-①)	612 百万円 (140.7%)

○非公共事業

平成 18 年度当初予算額	8,686 百万円①
平成 19 年度内示額	8,932 百万円②
差引額△減額 (②-①)	246 百万円 (102.8%)

○合計

平成 18 年度当初予算額	102,511 百万円①
平成 19 年度内示額	95,576 百万円②
差引額△減額 (②-①)	△ 6,935 百万円 (93.2%)

II 公共事業

(単位：百万円)

	平成 18 年度 予 算 額	平成 19 年度 内 示 額	対前年 度差引額△減額	対前年 度比 (%)
循環型社会形成推進交付金	43,093	46,096	3,003	107.0
一般廃棄物処理施設等	29,414	32,800	3,386	111.5
浄化槽	13,679	13,296	△ 383	97.2
廃棄物処理施設整備費補助金	49,227	38,431	△ 10,796	78.1
一般廃棄物処理施設等	24,227	19,919	△ 4,308	82.2
産業廃棄物・PCB 処理施設	25,000	18,512	△ 6,488	74.0
合計	92,320	84,527	△ 7,793	91.6
一般廃棄物処理施設等	53,641	52,719	△ 922	98.3
浄化槽	13,679	13,296	△ 383	97.2
産業廃棄物・PCB 処理施設	25,000	18,512	△ 6,488	74.0